

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令  
厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令  
第一号)の一部を次のように改正する。  
別表第三国立伊東温泉病院の項及び国立明石病  
院の項を削る。  
別表第四国立伊東温泉病院附属看護学校の項中  
「国立伊東温泉病院附属看護学校」を「国立東静  
病院附属伊東温泉看護学校」に改める。  
別表第五(一)国立療養所湯田川病院の項及び  
国立療養所西小千谷病院の項を削る。

附則  
この省令は、平成十三年三月一日から施行する。  
○厚生労働省令第二十号  
介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令  
(平成十年政令第四百十三号)第一条の二第三項  
の規定に基づき、介護保険の調整交付金の交付額  
の算定に関する省令の一部を改正する省令を次の  
ように定める。  
平成十三年二月二十八日  
厚生労働大臣 坂口 力

介護保険の調整交付金の交付額に関する  
省令(平成十二年厚生省令第二十六号)の一部を  
次のように改正する。  
附則第二條の見出し中「平成十二年度の」を「平  
成十二年度から平成十四年度までの各年度におけ  
る」に改め、同条第二項中「同条中」を「同条第  
一號中」に、「平成十二年四月一日」を「平成十二  
年十月一日」に、「四分の三に相当する額」を「二  
分の二に相当する額」に改め、「同条第二號中」の  
下に「前年度の一月一日から当該年度の十二月三  
十一日まで」とあるのは「平成十二年四月一日か  
ら十二月三十一日まで」とを加え、同条に次の  
ように加える。  
3 平成十三年年度の調整交付金の交付額の算定に  
ついて第七條の規定を適用する場合においては  
は、同条中「前年度の一月一日から当該年度の  
十二月三十一日まで」とあるのは「平成十二年  
一月一日から平成十三年十二月三十一日まで」  
と、同条第一號中「前年度において賦課した保  
険料の総額の四分の一に相当する額」と当該年度  
において賦課した保険料の総額の四分の三に相  
当する額」とあるのは「平成十二年度において  
賦課した保険料の総額の二分の一に相当する額  
と平成十三年度において賦課した保険料の総額  
の三分の二に相当する額」とする。

4 平成十四年度の調整交付金の交付額の算定に  
ついて第七條の規定を適用する場合において  
は、同条中「前年度の一月一日から当該年度の  
十二月三十一日まで」とあるのは「平成十三年  
一月一日から平成十四年十二月三十一日まで」  
と、同条第一號中「前年度において賦課した保  
険料の総額の四分の一に相当する額」と当該年  
度」とあるのは「平成十三年度において賦課し  
た保険料の総額の三分の一に相当する額」と平成  
十四年度」とする。  
附則  
この省令は、公布の日から施行し、平成十二年  
度分の調整交付金から適用する。  
○国土交通省令第三十二号  
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭  
和四十五年法律第三百三十六号)第十二條第二項の  
規定に基づき、海洋汚染及び海上災害の防止に関  
する法律施行規則の一部を改正する省令を次のよ  
うに定める。  
平成十三年二月二十八日  
国土交通大臣 林 寛子

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律  
施行規則の一部を改正する省令  
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行  
規則(昭和四十六年運輸省令第三十八号)の一部  
を次のように改正する。  
第十二條の五第一項第五号中、「デッカ受信機」  
を削る。  
附則  
この省令は、平成十三年三月一日から施行する。

### 規則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に  
基づき、人事院規則九一四九(調整手当)の一部  
改正に関し次の人事院規則を制定する。  
平成十三年二月二十八日  
人事院総裁 中島 忠能  
人事院規則九一四九(調整手当)の一部を  
改正する人事院規則  
人事院規則九一四九(調整手当)の一部を次  
のように改正する。

### 告示

○郵政事業庁告示第七十三号  
郵便規則(昭和二十二年通信省令第三十四号)  
第二百二十條の三十の十第六項の名あて人等である  
ことを証明するに足りる書類を、次のように定め、  
平成十三年三月一日から施行する。  
平成十三年二月二十八日  
郵政事業庁長官 足立盛二郎  
次に掲げるいずれかの書類であつて、郵便物を  
受け取るうとする者の氏名が記載されており、かつ、  
郵便物を受け取る日において有効なものとす  
る。  
一 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政  
令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券  
別表に掲げる官公庁が発行した免許証、許可証  
若しくは資格証明書等、外国人登録法(昭和二十  
七年法律第二百五号)第五条に規定する外  
国人登録証明書又は官公庁(独立行政法人(独  
立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)  
第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)  
及び特殊法人(法律により直接に設立された法  
人又は特別の法律により特別の設立行為をもつ

別表第一埼玉県の項中	浦和市	甲地
	大宮市	甲地
を	さいたま市	甲地
に改め、	与野市	乙地
	田無市	甲地
別表第一東京都の項中	稲城市	甲地
を削り、	稲城市	甲地
百分の十	西東京市	百分の十
の十	甲地	百分の十
	甲地	百分

て設立された法人であつて、総務省設置法(平  
成十一年法律第九十一号)第四條第十五号の規  
定の適用を受けるものをいう。)を含む。)がその  
職員に対して発行した身分を証明するに足りる  
文書で当該職員の写真をはり付けたもの  
二 イに掲げる書類のいずれか一とロに掲げる書  
類のいずれか一。ただし、ロに掲げる書類を提  
示できない場合には、イに掲げる書類を二  
イ 健康保険、国民健康保険若しくは船員保  
険等の被保険者証、共済組合員証、国民年金手  
帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保  
険に係る年金証書又は共済年金若しくは恩給  
等の証書  
ロ 学生証、会社の身分証明書若しくは公の機  
関が発行した資格証明書で写真をはり付けた  
もの(一に掲げるものを除く。)

別表  
運転免許証  
船員手帳  
海技免状  
猟銃・空気銃所持許可証  
戦傷病者手帳  
宅地建物取引主任者証  
電気工事士免状  
無線従事者免許証  
認定電気工事従事者認定証  
特殊電気工事資格者認定証  
耐空検査員の証  
航空従事者技能証明書  
運航管理者技能検定合格証明書  
動力車操縦者運転免許証  
教習資格認定証  
検定合格証  
○郵政事業庁告示第七十四号  
郵便規則(昭和二十二年通信省令第三十四号)  
第三十一條の二第二項、第三十九條の八第四項及  
び第六項並びに別表一から別表五までの郵便局  
は、次のとおりとし、平成十三年三月一日から施  
行する。  
平成十三年郵政省告示第三百六十七号(郵便規則  
第三十一條の二、第三十九條の八及び別表一の二  
から別表三までの郵便局を定める件)は、平成十  
三年二月二十八日限り廃止する。  
平成十三年二月二十八日  
郵政事業庁長官 足立盛二郎